

様式第3号(第8条関係)

(平20告示17・平25告示5・一部改正)

「みどり市立学校適正規模・適正配置基本方針の策定(素案)について」

パブリックコメントの結果

☆意見等の募集期間：令和6年11月20日～令和6年12月20日

☆意見等の受付件数： 5人 5件

(提出方法の内訳：郵便等 1人、ファクシミリ 0人、電子メール 1人、持参 3人)

1 ご提出いただいた意見等を内容により整理し、意見等の概要を掲載します。

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	<p>子育て世代は将来に不安がある。便利な世の中だが、人間力がないと自分で生きていけないので、農業やDIY、縫い物など、昔の家庭では当たり前のように学んできたことを義務教育に取り入れて学ばせることが必要。</p>	<p>昔の家庭で自然と学んできたような経験をする機会が少なくなっていると考えています。人間力を高め、変化の激しい時代を生き抜く力を身に着けるために「自律した学習者」を目指し、教科横断的な学習や協働的な学びを充実させることで主体的に学ぶ児童生徒の育成に取り組んでまいります。併せて、家庭等における経験を補うことができるよう体験的な学習を充実させてまいります。</p>
2	<p>クラス替えができないといじめ等により人間関係が悪化した場合、退避できないため、学校の合併には大賛成。</p>	<p>クラス替えができない場合、人間関係が固定化するなどの課題があるため、学校規模の適正化を行う際には、小規模校のよさや課題を踏まえた上で十分に協議を重ね、よりよい方向性を検討してまいります。</p>
3	<p>1学級の適正人数は何人なのか。出生数や新入学児童数、他の学校の人数動向を併せて検討する必要がある。区域の枠を超えて横断的に考えることも必要。</p>	<p>群馬県では国の基準をもとに、小学校1・2年生を上限30人、小3～中3までを上限35人とする少人数学級編制を実施しています。1学級の上限は決まっていますが、適正人数は定められておりません。ただ、1学級の人数が15人以下となった場合には、様々な教育活動に支障が出るため、学校統合や義務教育学校への移行についての検討を開始する必要があると考えています。児童生徒数の推移を踏まえながら、子供たち一人一人を大切に魅力ある学校づくりを行うとともに、市費教職員の配置や他市との連携を含む学習環境の充実についても十分に検討してまいります。</p> <p>また、学校区の見直しや指定校特例区、学校選択制等についても柔軟に対応できるように、適正化の検討と併せて協議してまいります。</p>

4	<p>来年度の大南小新入生が現時点で10人予定となっており、既に素案の適正規模（15人以下）を下回っているため、早急に大北小との合併を進めるべき。合併に時間を要する（5年以上）のであれば、中1ギャップの解消も念頭に指定校特例区の設定を進め、柔軟に学校を選択できるように配慮してほしい。</p>	<p>大間々南小学校の規模適正化については、すでに検討開始の状況であり、R7年度当初より地区別検討委員会において早急に検討を進めていくことが必要であると考えます。</p> <p>合併をした場合の児童生徒の安全な通学や学校施設の老朽化による大規模改修または建替等も考慮しながら、学校規模及び学校配置の適正化について協議を重ね、今後の大間々町の将来を見据えて速やかに対応してまいります。また、適正化に時間を要する場合の指定校変更特例等についても柔軟に対応できるよう検討いたします。</p>
5	<p>笠小と笠西小が近く、久宮のほうに住む側としては学校が遠く、笠南小を作るか、笠小を南へ移動してほしい。</p> <p>笠中、笠南中の学区が線路で分かれているのがおかしい。笠小に通っているのに笠中に通えない。県道69号線で分けるか、久宮の遠い方の家は学校を選択できるようにしてほしい。</p>	<p>基本方針（素案）にあるように、笠懸町の小学校4校の配置バランスや笠懸小学校の校舎等施設の老朽化については、早急に対応すべき課題であると捉えています。また、小学校から中学校へ進学する際に2つの中学校へ分かれてしまうことについても改善すべき課題であると考えています。</p> <p>そのため、令和7年度より地区別検討委員会を設置し、笠懸町の小中学校における課題解決のための具体的な検討を行い、その方向性を決めた上で、児童生徒が安全に通学し、安心して学校生活を送ることができるよう計画的に教育環境の整備に取り組んでまいります。</p>

☆問い合わせ先：教育部学校教育課

TEL：0277(76)9845

FAX：0277(76)1954

電子メール：gakkou-k@city.midori.gunma.jp